

表 4－7 土壌の汚染に係る環境基準

(単位：mg／検液 1 L)

項 目	基 準
カドミウム	0.01 以下 農用地：0.4mg 以下／米 1 kg
全シアン	不 検 出
有機燐	不 検 出
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
砒素	0.01 以下 田：15mg未満／土壌 1 kg
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	不 検 出
P C B	不 検 出
銅	田：125mg未満／土壌 1 kg
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.03 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下

備考

- 「不検出」とは平成 3 年環境庁告示第 46 号に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。